

J R関西本線（加茂以東）沿線地域 公共交通活性化協議会（第32回）

次 第

日 時 令和6年6月25日（火）13時35分から
場 所 天然わかさぎ温泉 笠置いこいの館 2F

1 開 会

2 議 題

第1号 令和5年度 収支決算について【協議】

第2号 令和5年度 事業実績について【報告】

第3号 令和6年度 収支予算について【協議】

第4号 令和7事業年度

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について【協議】

第5号 令和7事業年度

相楽東部広域バスの運行計画について【協議】

第6号 令和7事業年度

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について【協議】

3 その他

今後の協議会スケジュール

4 閉 会

J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会 令和5年度決算

歳 入

(単位：円)

款 項 目	当初	補正後	決算額	増 減	摘 要
1 分担金及び負担金	3,272,000	3,272,000	3,272,167	167	
2 負担金	3,272,000	3,272,000	3,272,167	167	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域バス運行経費」に係る3町村負担金…3,112,167円 ・「協議会運営経費」に係る3町村、京都府負担金…160,000円
2 負担金	3,272,000	3,272,000	3,272,167	167	
2 行政支出金	2,847,000	2,847,000	5,043,000	2,196,000	
1 補助金	2,847,000	2,847,000	5,043,000	2,196,000	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度地域公共交通確保維持補助金（運行費）
1 国庫補助金	2,847,000	2,847,000	5,043,000	2,196,000	
2 地方公共団体補助金	0	0	0	0	
3 繰越金	13,778,353	13,778,353	13,778,353	0	
1 繰越金	13,778,353	13,778,353	13,778,353	0	
1 繰越金	13,778,353	13,778,353	13,778,353	0	
4 諸収入	0	0	1,607,774	1,607,774	
1 雑収入	0	0	1,607,774	1,607,774	<ul style="list-style-type: none"> ・誤入金返還による収入
1 雑収入	0	0	1,607,774	1,607,774	
計	19,897,353	19,897,353	23,701,294	3,803,941	

歳 出

(単位：円)

款 項 目	当初	補正後	決算額	増 減	摘 要
1 運営費	160,000	160,000	82,000	▲ 78,000	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費・旅費・所得税…72,000円 ・コピー用紙等消耗品費…10,000円
1 会議費	160,000	160,000	82,000	▲ 78,000	
1 会議費	160,000	160,000	82,000	▲ 78,000	
2 事業費	9,693,000	10,007,000	7,636,038	▲ 2,370,962	
2 事業費	9,693,000	10,007,000	7,636,038	▲ 2,370,962	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度広域バス運行委託経費…7,343,218円 ・バスロケシステム保守…277,200円 ・収入印紙…11,000円 ・振込手数料…4,620円
1 事業費	9,693,000	10,007,000	7,636,038	▲ 2,370,962	
3 予備費	10,044,353	9,730,353	0	▲ 9,730,353	
1 予備費	10,044,353	9,730,353	0	▲ 9,730,353	
1 予備費	10,044,353	9,730,353	0	▲ 9,730,353	
計	19,897,353	19,897,353	7,718,038	▲ 12,179,315	

歳入決算額 23,701,294 円

歳出決算額 7,718,038 円

歳入歳出差引額 15,983,256 円は、令和6年度に繰り越します。

監 査 報 告 書

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会の令和 5 年度事業内容及び収支決算を監査したところ、帳簿及び証憑書類は整備され適正に処理されており、決算額に誤りはないものと認めます。

令和 6 年 6 月 19 日

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会

監査責任者 南山城村総務財政課長 杉本 浩子

※個人情報保護の観点から押印のない資料を添付させていただいております。

令和 5 年度 J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会
会計歳入歳出決算審査報告

1 審査の対象

令和 5 年度 J R 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会会計決算

2 審査の根拠

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会財務規程第 14 条及び JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会監査実施規程

3 審査実施日・場所

令和 6 年 6 月 19 日 南山城村役場 会議室

4 審査の方法

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会会長 加藤 博和から提出された決算書に記載された決算内容について関係職員の説明を聴取しながら関係帳簿及び証憑書類との照合審査を行った。

5 審査の結果

令和 5 年度事業内容及び収支決算を監査したところ、帳簿及び証憑書類は整備され適正に処理されており、決算額に誤りはないものと認められた。

6 決算の概要

(1) 総括

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会会計における決算概要は次のとおりである。

歳入予算額	19,897,353円
歳入決算額	23,701,294円
歳出決算額	7,718,038円
歳入歳出差引額	15,983,256円

決算収支額は上記のとおりであり、翌年度繰越額 15,983,256円となっている。

(2) 歳入

歳入予算額 19,897,353円に対し、決算額は 23,701,294円である。
各款別の内容は次のとおりである。

款	区分	予算額	決算額
1	分担金及び負担金	3,272,000円	3,272,167円
2	行政支出金	2,847,000円	5,043,000円
3	繰越金	13,778,353円	13,778,353円
4	諸収入	0円	1,607,774円
	合計	19,897,353円	23,701,294円

(3) 歳出

歳出予算額 19,897,353円に対し、決算額は 7,718,038円である。
各款別の内容は次のとおりである。

款	区分	予算額	決算額
1	運営費	160,000円	82,000円
2	事業費	10,007,000円	7,636,038円
3	予備費	9,730,353円	0円
	合計	19,897,353円	7,718,038円

令和5年度事業実績について

令和5年度に実施した主な取組は以下のとおり

相楽東部広域バスの運行展開（施策②-4） 高齢者や高校生を対象した利用促進（施策②-6）



J R 西日本の支援を受けて、J R 関西本線サポートバスとして運行している相楽東部広域バスの毎日運行を実施。合わせてJ R 定期所持者の無料利用を実施し、鉄道とバスの相互利用を可能とした。

来訪者にも分かりやすい経路検索サイトでの情報提供（施策④-2）



協議会のホームページについて、地域内の公共交通の時刻表等がまとめて確認できるよう、関係サイトへのリンクを掲載し、ポータルサイト化を実施。

駅等の交通結節点における公共交通同士の接続性の確保と改善（施策①-2） 総合時刻表の作成・配布（施策④-4）



交通事業者と連携して、加茂駅等の6駅に設置している相楽東部広域バスの周知ポスターのリニューアルを実施。サポートバスとしての周知、利用促進を図った。広域バスの時刻表チラシを3町村内へ各戸配布した。

地域住民から来訪者まで幅広い利用促進策を展開（施策①）



お茶の京都DMO、交通事業者と連携して、京阪神からの日帰りの旅行商品の造成・販売、デジタルスタンプラリーを実施したほか、お茶の京都ラッピングトレインの増車、南山城の古寺めぐりのPRなど、地域内への誘客の取組を実施。

令和5年度 JR関西本線（加茂以東）地域公共交通活性化協議会 事業実績

- 【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
 B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
 C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

施策	令和5年度事業計画	実施時期	完了(予定)	事業評価	事業評価内容(進捗など)	主担当
①-1 【高齢者や子ども連れにも利用しやすい駅及び駅周辺の環境整備】	京都府の東の玄関口として重要な位置にあるJR月ヶ瀬口駅ならびに駅周辺は、人々がつながる交流拠点とするともに、来訪者と南山城村内スポットをつなぐ拠点として位置付け、観光等で村に訪れる方、通勤・通学される方、子育て世代や高齢者等の誰もが利用しやすい環境を創出していくため、既存の駅前建物を除却し、トイレ、待合室、駐停車スペースの整備を行う。	R5年7月	R6年9月	B	令和5年度中に施工予定であったが、建物の解体工事の進捗が遅れ、建築工事を令和6年度に繰越すこととなった。令和6年8月末完成予定で進行中である。	南山城村
①-2 【駅等の交通結節点における公共交通同士の接続性の確保と改善】	今まで通り、JR関西本線及びJR大和路線(加茂発着)においてダイヤ改正等を実施する際には、事前に関係者間で情報を共有し、相互にダイヤ調整を行い、利用者の利便性向上や京阪神方面からの観光客等の地域内の公共交通に利便性を図ることで、スムーズな乗継ぎを目指し、JR関西本線沿線全体の公共交通サービス水準の維持と更なる向上に繋げる。	随時	—	A	雨天・災害によるダイヤの乱れなどが発生した際に、JR西日本との継続的な連絡調整等を実施した。 JR関西本線の昼間の保守工事等、事前に判明している一時的なダイヤ変更等については、期間を設けて周知を実施した。 R5年10月からの広域バスのダイヤ改正に合わせて、JR関西本線の6駅(加茂駅、笠置駅、大河原駅、月ヶ瀬口駅、奈良駅、木津駅)で掲示しているバスの周知看板について、JR西日本と連携してデザインの見直しや設置場所の調整等を行い、リニューアルを実施した。	協議会
②-1 【(仮称)犬打峠トンネル開通後、新たに和東町と宇治方面を結ぶバス路線の開設】	(仮称)犬打峠トンネルの開通により住民が期待する移動手段の充実を具体的に把握するため、まずは5月を目途に全戸を対象としたアンケート調査を実施する。 さらに、アンケートの結果も活用しながら、和東町のこれからの公共交通の方向性を検討する住民ワークショップを7月から8月を目途に開催していく。 また、一方で、新たに開設する運行系統の路線や必要となる経費、見込める収益等について分析を進めるとともに、京都府や関係自治体との調整を図りながら、トンネル開通後の実証運行に向けての準備を進めていく。	R4年4月	R7年3月	B	住民ワークショップを12回実施したが、トンネル開通が延期された影響もあるが、宇治方面の生活圏が形成されておらず、開通後の人流変化が予測困難な面もあり、具体的な意見やニーズは聞けなかった。これを踏まえアンケート調査の実施時期は再検討する。 また、「山城地域公共交通に関する連絡会議」で京都府と関係自治体で意見交換を行ったところ、バス路線廃止や減便の動きなど最近の厳しい状況について情報共有があり、系統新設のハードルの高さが浮き彫りとなった。	和東町
②-2、5 【地域間幹線バス路線の再編(奈良交通・和東木津線)とデマンド交通の導入】 【地域内交通の加茂駅、木津駅へ乗入れ】	令和5年度より、路線バス奈良交通和東木津線の運行系統の見直しを行い、一部区間については、令和4年度から実証実験として運行してきたデマンド交通「WazCar」が実証実験期間を1年間延長して乗継運行により対応する。 (仮称)犬打峠トンネル開通により、これまでとは異なる新たな公共交通網の構築を検討していく必要があるため、アンケートやワークショップ等の様々な機会を通じて、町全体における公共交通利用の活性化に向けた取組を進めていく。	R4年9月	R6年3月	A	令和5年4月1日付で路線バス「奈良交通和東木津線」の系統再編を実施。 予約型乗合交通「WazCar」の実証運行を継続実施中(R4.9.30～R6.5.31)。 アンケート及び住民ワークショップについては施策②-1を参照。	和東町

令和5年度 JR関西本線（加茂以東）地域公共交通活性化協議会 事業実績

- 【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
 B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
 C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

施策	令和5年度事業計画	実施時期	完了(予定)	事業評価	事業評価内容(進捗など)	主担当
②-3、5 【地域内バス路線の再編(笠置町循環バス)】 【地域内交通の加茂駅、木津駅への乗入れ】	(1) 現在、2路線で運行している循環バスの運行形態の再編、及び区間を限定した中でのフリー乗降を実施する。併せて、交通空白地の改善、及び駅へのアクセスの利便性向上を目的に「デマンド交通」の実証実験に取り組み効果や課題点の検証を行う。 (2) 利用者のニーズ調査や満足度の調査を行い、実証実験の効果や課題点等、成果に関する検証に取り組む。 (3) デマンド交通利用者にヒアリング調査を実施する。併せて、住民アンケート調査も実施する。	R5年12月	R6年3月	C	循環バス運行形態の再編については、前段階の準備としてコンビニエンスストアへの停車や、車両を小型化することによる効率化等を図ったが、再編及びフリー乗降は実施できていない。 デマンド交通の実証実験が実施できていないため、利用者のニーズ調査等は未実施。ただし、循環バスの新たな運行形態として、町外利用に係る実証実験をR6年度に実施を予定している。	笠置町
②-4、5 【相楽東部広域バスの運行展開】 【地域内交通の加茂駅、木津駅の乗入れ】	平成29年より運行開始した相楽東部広域バスを本年度も引き続き運行する。また、運行に際しては利用者が現在どこを広域バスが運行しているのかを確認できるように、バスロケーションシステムを引き続き導入する。 広域バスの運行に際して、「JR関西本線サポートバス」としての認識を広めるため、JR関西本線と同様のカラーを使用したラッピングを施し運行する予定である。地域住民に対しては、3町村の広報誌等において定期的に広域バスの情報を掲載し、外出機会の拡大を促す。また、交流人口の拡大においては、各イベント等に相楽東部広域バスの利用を促し、今まで以上に利用促進に努める。 なお、JR関西本線(加茂以東)地域公共交通計画にもあるように、地域内交通サービスと連携した上で、利用実績のないバス停の廃止検討をはじめ、毎日運行及び早朝・夕方便の拡大による利用実績を踏まえた広域バスそのものの利用効果を再検証する。	R4年10月	R5年9月	B	相楽東部広域バスの運行及びバスロケーションシステムの導入を継続した。 バスラッピングの施工が着手できなかったため、次年度に実施する。 毎日運行をJR西日本に支援いただき、継続実施できた。 早朝・夕方便(1日計2往復)運行の実証実験を令和5年9月まで実施し、実績データをもとに運行ダイヤの見直しに向けた検討を行っている。 3町村の広報誌や各町村のイベント時等において、相楽東部広域バスの周知を実施し、外出機会の拡大を促した。 木津駅への乗り入れについて、木津川市へのヒアリングを実施したが、すぐには実現できないことから、継続して協議を行っていくこととする。	協議会
②-6、7 【高齢者や高校生を対象とした利用促進】 【公共交通における新型コロナウイルス感染症対策のPR、高齢者の外出促進】	現在、JR月ヶ瀬口からJR加茂駅間有効の定期券を所持している利用者については、広域バスの利用料金の無料化の実証実験を実施している。利用者状況を検証し、今後の施策導入について検討していく。	R5年3月	—	A	実証実験を継続し、利用者数等のデータを収集している。	協議会
③-2 【和東町中心部における交通拠点の整備】	新たに整備する(仮称)和東町総合保健福祉施設の中に乗継拠点となるバス停を整備することを計画した基本設計が昨年12月に完了した。 本年度中には既存建物の解体工事が完了し、令和5年7月から令和6年9月の期間で新たな施設の整備工事が行われ、令和7年度より供用が開始される予定となっている。	R4年4月	R8年3月	A	R7年度供用開始予定の(仮称)和東町総合保健福祉施設の敷地内にバスの発着が可能なスペースを整備する。 令和5年度は実施設計が完了し、現在建設工事が進捗中。	和東町
④-1 【相楽東部地域の交通総合案内窓口(コンシェルジュ)の設置】	JR大河原駅において、観光案内含め相楽東部地域の全体の総合案内所として、南山城村の既存施設だけでなく、関連の沿線自治体などの情報を共有して、発信や相談ができる体制をつくる。	R5年4月	R6年3月	A	JR大河原内事務所に、地元のJR職員OBより、関西本線の歴史や関係する写真などの提供を受け、関西本線(旧国鉄や関西鉄道時代の歴史)の魅力を紹介、展示している。 また、地域情報の発信や交流施設としても機能強化を図っている。	南山城村

令和5年度 JR関西本線（加茂以東）地域公共交通活性化協議会 事業実績

- 【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
 B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
 C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

施策	令和5年度事業計画	実施時期	完了(予定)	事業評価	事業評価内容(進捗など)	主担当
④-2, 3 【来訪者にも分かりやすい経路検索サイトでの情報提供】 【MaaSの導入(観光型)】	相楽東部バスについてはGTFS対応が完了しており、NAVITIME、GoogleMap、ジオルダンへの掲載を行っている。 また、行政、関連団体等のHPで情報公開を行っている。 各町村の路線等については、施策展開が進行中であることからGTFSへの対応が完全整備できていない状況である。今後はGTFSへの対応も必要な部分について、地域全体として取り組む。 MaaSの導入については、南山城村で以前MaaSアプリの実証実験を実施しており、その運用と成果、課題が明確化されている。今後はJRが開発するWESTERなどのアプリとの連携により、地域内鉄道とバス等の移動サービスや近隣事業者が一括して連携できる取り組みについて、検証を進めていく。	R5年4月	R6年3月	A	相楽東部広域バスの運行情報をはじめ、各地域公共交通の情報を行政、関連団体等のHPで情報公開した。	協議会
④-4 【総合時刻表の作成・配付】	令和4年3月12日に最新版として更新しており、相楽東部広域バスの毎日運行に伴い、時刻表を修正し、他の公共交通の時刻等も確認しながら、最新版として配布する。	R5年10月	—	A	早朝・夕方便運行の実証実験終了に併せて、広域バスの時刻表チラシを作成し、町村内へ各戸配布した。 最新情報をいつでも取得できるように、相楽東部広域バスをはじめ、各地域公共交通の運行情報をまとめたホームページを作成し、周知を図った。	協議会
⑤-1, 2 【交通空白地有償運送の拡大と担い手確保】 【スクールバスなど、様々な主体との連携による移動手段の確保】	【笠置町: 地域内交通等】 現在、2路線で運行している循環バスの運行形態の再編、及び区間限定内でのフリー乗降区間の設置を具体化する。併せて、交通空白地の改善、及び駅へのアクセスの利便性向上を目的に「デマンド交通」の実証実験に取組み効果や課題点の検証を行う。	R6年1月	R6年3月	C	循環バス車両の小型化による、運行の効率化等を進めているが、運行形態の再編やフリー乗降の具体化には至っていない。 デマンド交通の実証実験についても取り組めておらず、デマンド交通の実施を目的とした体制作りについても構築することができなかった。 ただし、循環バスの新たな運行形態として、町外利用に係る実証実験をR6年度に実施を予定している。	笠置町
	【和東町: 地域内交通等】 令和4年度より実証実験運行を開始したデマンド交通「WazCar」の運営については、現在の行政主体の民間委託だけではなく、地元団体等が主体となり地域雇用の創出も図れるよう、今後の運営形態の見直しに向けた地域団体等との協議を進めていく。	随時	—	A	WazCarの交通空白地有償運送への移行に向けて事業者や関係団体等と協議中。	和東町
	【南山城村: 地域内交通等】 既存の「村タク」の継続的な取り組みに向け運転手確保や育成はもちろんのこと、地域内で取り組みを続けるための体制を構築する。また、R5年中には隣接する伊賀市と連携し隣接区域である島ヶ原地区への乗り入れや相互利用の検証を行う。	R5年5月	R5年5月	A	南山城村地域公共交通会議及び伊賀市法定協でも協議が実施された。生活圏を共有する定住自立圏構想のなかで、相互に利用できる仕組みを今後調整していく。	南山城村

議題第3号

令和6年度 JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

歳入

（単位：円）

款 項 目	本年度	前年度	増 減	摘 要
1分担金及び負担金	3,940,000	3,272,000	668,000	
2負担金	3,940,000	3,272,000	668,000	
2負担金	3,940,000	3,272,000	668,000	協議会運営等経費負担分（府及び3町村） 広域バス運行等経費負担分（3町村）
2行政支出金	3,500,000	2,847,000	653,000	
1補助金	3,500,000	2,847,000	653,000	
1国庫補助金	3,500,000	2,847,000	653,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金申請予定 （国交省）
2地方公共団体補助金	0	0	0	
3繰越金	15,983,256	13,778,353	2,204,903	
1繰越金	15,983,256	13,778,353	2,204,903	
1繰越金	15,983,256	13,778,353	2,204,903	
4諸収入	0	0	0	
1雑収入	0	0	0	
1雑収入	0	0	0	
計	23,423,256	19,897,353	3,525,903	

歳出

（単位：円）

款 項 目	本年度	前年度	増 減	摘 要
1運営費	160,000	160,000	0	
1会議費	160,000	160,000	0	
1会議費	160,000	160,000	0	協議会運営等の事務経費
2事業費	13,280,000	10,007,000	3,273,000	
2事業費	13,280,000	10,007,000	3,273,000	
1事業費	13,280,000	10,007,000	3,273,000	相楽東部広域バス運行経費 相楽東部バスロケーションシステム運用 相楽東部広域バスラッピング 総合時刻表更新等経費 運行状況調査経費
3予備費	9,983,256	9,730,353	252,903	
1予備費	9,983,256	9,730,353	252,903	
1予備費	9,983,256	9,730,353	252,903	
計	23,423,256	19,897,353	3,525,903	

議題 第4号

令和7事業年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について

奈良交通（株）が運行を予定する和東木津線の令和7事業年度（R6.10.1～R7.9.30）について、別添のとおり国土交通大臣へ申請してよろしいか。

1. 令和7事業年度の概要

- ・運行予定者：奈良交通（株）
- ・運行期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日
- ・運行日：毎日
- ・運行路線：加茂駅～和東町原山
- ・運行便数：加茂駅方面平日のみ1便、毎日12便、
和東町原山方面平日のみ2便、土日祝のみ2便、毎日9便
- ・運賃：220円～620円

2. 補助申請額

項目	系統	計画実車 走行キロ	補助対象 経費	国庫補助額 (1/2)
幹線補助	加茂駅～和東町原山	83,759.5	8,525 千円	4,262 千円

※国負担額4,262千円、京都府負担額4,262千円、和東町負担額21,326千円

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 JR 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通活性化協議会
住 所 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 9 0 番地の 1
代表者 氏名 会 長 加 藤 博 和

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（別紙）

令和 6 年 6 月 25 日
JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（以下「計画本体」という。） 8.4 地域公共交通の位置づけと役割（P35）参照
2. 1. を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
奈良交通株式会社が運行する路線バス・和東木津線は、JR加茂駅と和東町原山の間を運行し、主に和東町への基幹交通として、地域住民の通勤・通学等の利用や観光客の移動手段としての役割を担っており、当該地域において必要不可欠な路線となっている。 しかし、近年の人口減少等による利用者数減少のため、バス事業者単独での運行確保は困難であることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、国や沿線自治体が一体となって当該路線の確保・維持を図る必要がある。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
計画本体、8.4 地域公共交通の位置づけと役割（P35）及び10. 計画目標実現に向けた具体的施策（P40, 44, 45）参照
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
計画本体、9. 計画の達成状況を評価する指標（P38, 39）及び11. 計画実施のための体制（P54）参照
5. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
計画本体10. 計画目標実現に向けた具体的施策（P40～P53）参照
6. 運行系統の概要及び運送予定者
表1のとおり

7. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

(バス路線収支率)

- ・和東木津線 31.8% (R8年) 【参考】R5 収支率 : 28.8%

(利用者数)

- ・和東木津線 55,000人 (R8年) 【参考】R5 利用者数 : 52,124人

(利用者あたりの公的資金投入額)

- ・和東木津線 805円 (R8年) 【参考】R5 国補助 : 4,753千円
府補助 : 4,753千円
町補助 : 34,777千円

【測定方法】

毎年、交通事業者から利用者数、経常収益のデータを集計し、算出する。

8. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

9. 要綱別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

該当なし

10. 要綱別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

表4のとおり

11. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項)

- ・和東町内高校生の通学定期券購入費に対する2/3負担を実施(和東町)
実施時期 R6.10~R7.9 継続
- ・和東町内免許返納高齢者に対するICカード(CI-CA)の初回無料交付(和東町・奈良交通) 実施時期 R6.10~R7.9 継続
- ・新規敬老会招待者へのICカード(CI-CA)の初回無料交付(和東町・奈良交通)
実施時期 R6.10~R7.9 継続
- ・和東小学校・和東中学校の遠距離通学手段に当該路線を活用し、通学定期券購入費の全額負担を継続(和東町) 実施時期 R6.10~R7.9 継続
- ・和東町茶源郷まつり開催日の昼間時間帯、無料乗車を実施(和東町・奈良交通)
実施時期 R7.3 継続

<ul style="list-style-type: none"> ・和東町グリーンスローモビリティに乗車される路線バス利用者に乗車証明書（1000円から300円への割引券）の発行およびチラシによる和東木津線のPRを実施（和東町・奈良交通）実施時期 R6.10～R7.9 継続 ・学校、老人会等でのモビリティマネジメントの実施（和東町・奈良交通）実施時期 R6.10～R7.9 新規 ・相楽東部広域バスと相互連携し、パンフレットやホームページで案内（和東町・奈良交通）JR加茂駅に総合時刻表を設置。実施時期 R6.10～R7.9 新規 ・停留所の清掃活動の実施（和東町・奈良交通）実施時期 R6.10～R7.9 新規 ・デマンド交通の茶源郷乗合交通ワヅカーで交通空白地から奈良交通の乗継ぎバス停まで繋ぐ。乗継ぎバス停まで乗車された方については、乗車運賃の割引きを実施。実施時期 R6.10～R7.9 新規
12. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
該当なし
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
該当なし
15. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額
該当なし
16. 木津川市において補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない理由
<p>木津川市では、当該補助路線（和東木津線）に、費用負担を行っていないため、地域公共交通計画には、補助系統として位置付けていない。</p> <p>※木津川市 学研企画課と内容調整済み</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2

(所属) 和東町総務課

(氏名) 田尻 道隆

(電話) 0774-78-3001

(e-mail) soumu@town.wazuka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和束木津線	4,262	
		合計	4,262	

注) 令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和束町・笠置町・南山城村にとっての交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益		営業外収益		経常収益(イ)	
	7,682,206 千円	293,043 千円	7,975,249 千円	9,507,967 千円	46,501 千円	9,554,468 千円
	△ 1,825,761 千円	246,542 千円	△ 1,579,219 千円	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	16,448,052.0 km	経常収支率		83.47 %		

基準期間の前年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益		営業外収益		経常収益(イ)	
	7,109,161 千円	188,920 千円	7,298,081 千円	8,823,504 千円	43,643 千円	8,867,147 千円
	△ 1,714,343 千円	145,277 千円	△ 1,569,066 千円	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	16,738,004.0 km	経常収支率		82.30 %		

基準期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益		営業外収益		経常収益(イ)	
	6,444,406 千円	398,810 千円	6,843,216 千円	8,537,208 千円	51,885 千円	8,589,093 千円
	△ 2,092,802 千円	346,925 千円	△ 1,745,877 千円	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	17,497,384.8 km	経常収支率		79.67 %		

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
京阪神	490円.87銭	529円.76銭	580円.88銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	533円.83銭	554円.21銭	533円.83銭	484円.87銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ
			起点	主な経由地	終点				往	復			往	復		往	復		
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	和東町原山	365 日	4,317.5 回 (11.8)	2.4	28.3 人	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	%
合計		1系統									往 9.7 km (平均) 復 9.7 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益					
京阪神	第1号		%	83,759.5 km	44,713,333 円	177円.44銭	28,381,186 円	148,129.0 km	191円.59銭	25,707,934 円	148,216.6 km	173円.44銭	19,391,029 円	115,912.4 km	167円.29銭	14,862,285 円	29,851,048 円	20,120,999 円	20,120,999 円
合計				83,759.5 km	44,713,333 円		28,381,186 円	148,129.0 km		25,707,934 円	148,216.6 km		19,391,029 円	115,912.4 km		14,862,285 円	29,851,048 円	20,120,999 円	20,120,999 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ノのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ミなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	第1号		20,120,999 円	円	8,525,847 円	8,525 千円	4,262.5 千円	29,851,048 円	25,588,548 円	4,262,000 円	16.7 %	21,326,548 円	83.3 %	円	0 %	0 円	0.0 %	
合計			20,120,999 円	円	8,525,847 円	8,525 千円	4,262 千円	29,851,048 円	25,588,548 円	4,262,000 円	16.7 %	21,326,548 円	83.3 %	0 円	0.0 %	0 円	0 %	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客八人事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月1日付け目録第338号、目旅第151号、目頁第55号によること。なお、これにより差訂を整理することができない特別の理由があるときは、国工父通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	奈良交通株式会社
------	----------

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(令和7年度計画)

実態調査日: 令和5年2月10日～19日、令和5年6月9日～18日実施

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)(回)	年間輸送実績				経常収益			1系統当り経常費用(円)	平均乗車密度算定		輸送量(A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無	備考		
							輸送人員(人)	1人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ(人キロ)	運送収入(B)(円)	実車走行キロ(C)(km)	運送雑収(D)(円)	営業外収益(E)(円)		計(B)+(D)+(E)	運賃改定前の平均賃率×適用日数				運賃改定後の平均賃率×適用日数	平均賃率(F)(円)
第1号	和東木津	加茂駅	和東河原	和東町原山	9.7	11.8	54,965	3.7	203,370.5	17,162,927	83,759.5	1,233,276	2,192,720	20,588,923	48,654,218	$\frac{90.67円 \times (1-10/110) \times 365日}{365日}$	82.42	2.4	28.3	有・無	令和5年4月1日 事業計画変更 令和6年2月1日 運賃改定実施
合計					9.7		54,965		203,370.5	17,162,927	83,759.5	1,233,276	2,192,720	20,588,923					有・無		

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と運算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

路線図【奈良交通 和束木津線】



運賃表

[65]加茂駅～和東町原山

[文]奥畑口～和東中学校

							加茂駅	
					恭仁大橋	岡崎（加茂）		220
					井平尾		220	270
				和東高橋	220	280	340	
			撰原	220	260	320	370	
		白栖口	220	220	300	360	390	
	和東長井	220	220	260	360	420	490	
和東河原	中和東	220	260	290	330	440	490	560
和東中学校	和東小学校	220	230	290	320	380	470	580
和東町原山	220	220	300	360	390	450	530	620

令和7事業年度 相楽東部広域バスの運行計画について

令和7事業年度の相楽東部広域バスの運行は、以下のとおりとする。

1. 運行ダイヤについて

平日（月～金）ダイヤ

月ヶ瀬口駅 → 加茂駅			
現行		今回（案）	
		6:25発	7:15着
8:15発	9:05着	8:15発	9:05着
10:15発	11:05着	10:15発	11:05着
		12:45発	13:35着
13:40発	14:30着		
15:40発	16:30着		

加茂駅 → 月ヶ瀬口駅			
現行		今回（案）	
		7:25発	8:05着
9:15発	10:15着	9:10発	10:00着
11:15発	12:05着	11:10発	12:00着
		13:45発	14:35着
14:40発	15:30着		
16:40発	17:30着		

※7:25発は支線のバス停を経由しない快速運行

休日（土・日・祝）ダイヤ

月ヶ瀬口駅 → 加茂駅			
現行		今回（案）	
8:15発	9:05着	8:15発	9:05着
10:15発	11:05着	10:15発	11:05着
		12:45発	13:35着
13:40発	14:30着		
15:40発	16:30着	15:15発	16:05着

加茂駅 → 月ヶ瀬口駅			
現行		今回（案）	
9:15発	10:15着	9:10発	10:00着
11:15発	12:05着	11:10発	12:00着
		13:45発	14:35着
14:40発	15:30着		
16:40発	17:30着	16:40発	17:30着

2. 運行日について

現行どおり（月・水・金・土：国のフィーダー補助金を活用して協議会により運行
火・木・日：JR西日本の支援により運行）

3. 運行予定事業者

株式会社キタモリ

4. 運行期間について

令和6年10月1日（火）～令和7年9月30日（火）

※年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く

5. 運行経路及び運賃について

現行どおり

※JR定期券所持者の無料利用も継続

【参考】運行ダイヤ（案）の検討結果

● **ダイヤ設定の前提条件**

- ・ 運転手1名（8時間労働）で運行可能なダイヤとする。
※運転手の確保や、経費の確保の面で1日2名以上の対応が困難なため

<平日・休日別ダイヤの検討>

● **居住地別利用状況**

- ・ 月～金は3町村の利用者の割合が約9割を占める。
- ・ 土・日は町外からの利用者が約4割まで増える。

【表1】居住地別の利用状況（OD調査結果より）

月～金 5日間（9/4～9/8）

（人）

お住まい	利用者数	割合
笠置町	29	90.5%
南山城村	45	
和束町	2	
木津川市	0	9.5%
その他	8	
合計	84	100%

奈良5人、大阪3人

※不明・無回答20人を除く

土・日 2日間（9/9～9/10）

（人）

お住まい	利用者数	割合
笠置町	6	57.1%
南山城村	6	
和束町	0	
木津川市	4	42.9%
その他	5	
合計	21	100%

奈良4人、大阪1人

- ・ 平日と休日で利用状況が異なることからダイヤを分けて設定する。
- ・ 平日（月～金）は、3町村在住者の日常利用に便利なダイヤとする。
 - ・ 休日（土・日・祝）は、3町村在住者だけではなく、町外からの来訪者にも便利なダイヤとする。

<平日（月～金）ダイヤの検討>

● 各便の利用状況

- ・ 利用の約7割は午前中に集中している。JR大和路線と接続するJR関西本線が無い時間帯に運行しているためと考えられる（サポート運行）。
- ・ 午後の利用は少ない。JR関西本線と重複して運行しているためと考えられる。

【表2】3町村在住者の各便別の利用状況（OD調査結果より）

月～金 5日間（9/4～9/8）

（人）

運行便	利用者計	割合	利用目的						関西本線 ダイヤ
			通勤	通学	通院	買い物	その他	無回答	
1便 8:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	9	69.2%	1	0	4	2	2	0	
2便 9:15発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	2		1	0	0	1	0	0	
3便 10:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	11		3	1	2	3	2	0	
4便 11:15発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	5		0	0	3	0	2	0	
5便 13:40発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	1	30.8%	1	0	0	0	0	0	重複
6便 14:40発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	7		0	1	2	2	2	0	重複
7便 15:40発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
8便 16:40発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	4		0	1	3	0	0	0	重複
合計	39	100%	6	3	14	8	8	0	—

- 午前の便は、JR関西本線のサポート運行として機能しており、1～4便は現行どおりとする。
- ・ ただし、2便と4便は、月ヶ瀬口駅でのJR関西本線への乗り換えの利便性を向上させるため、発車時刻を5分早める。
- ・ 午後の便の検討については、後述する。

【表3】月ヶ瀬口駅での接続状況（2便・4便）

現行			今回（案）		
JR関西本線 伊賀上野方面へ	相楽東部広域バス	JR関西本線 加茂方面へ	JR関西本線 伊賀上野方面へ	相楽東部広域バス	JR関西本線 加茂方面へ
発	着	発	発	着	発
10:03	10:05	10:12	10:03	10:00	10:12
11:03		11:12	11:03		11:12
12:03	12:05	12:12	12:03	12:00	12:12

乗継15分未満を着色

1～4便の運行ダイヤ（案）

現行		今回（案）	
1便	8:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	1便	8:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅
2便	9:15発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	2便	9:10発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅
3便	10:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅	3便	10:15発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅
4便	11:15発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅	4便	11:10発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅

● **高校生の利用状況**

- ・ OD 調査では、試行運行していた加茂駅 6 : 5 0 着の便を、朝の通学で利用する高校生はいなかった。
- ・ 高校生の潜在需要を把握するため、加茂駅において J R の利用状況調査を実施した。

【表 4】 高校生の J R 利用調査の結果

実施日：令和 6 年 6 月 4 日（火） 6 : 3 0 ~ 8 : 0 0

調査場所：J R 加茂駅ホーム上

調査内容：J R 関西本線から J R 大和路線に乗り換える高校生をカウント

J R 大和路線の車内の高校生人数を目視確認

調査結果：J R 関西本線から J R 大和路線に乗り換える高校生は、7 : 2 5 着の便が 2 5 人で最も多かった。

J R 大和路線を利用する高校生は、7 : 2 9 発の便が 5 0 人程度で最も多く、6 : 5 3 発の便から 1 便ごとに 1 0 人程度ずつ増えていった。

JR関西本線 月ヶ瀬口方面から	JR大和路線 木津方面へ	利用者数
6 : 4 7 着	6 : 5 3 発	1 4 人
7 : 2 5 着	7 : 2 9 発	2 5 人
7 : 4 9 着	7 : 5 3 発	6 人

※制服を着た高校生をカウント

【表 5】 加茂駅の列車の接続状況（高校生の通学時間帯）

時	JR関西本線	JR大和路線		高校生の利用	参考 バスの加茂駅到着時刻		
	加茂駅 到着時刻	加茂駅 発車時刻	接続時刻		奈良交通 和末木津線	加茂バス 当尾線・奥畑線	
6	6:47	6:53		10人程度 ずつ増加			
7		7:06			最も多い (50人程度)	7:00	通学時間帯に 到着する便なし
		7:20		7:21			
		7:25	7:29				
			7:44				
	7:49	7:53		わずか			

※通学時間帯のJR大和路線は、全ての列車が木津駅でJR奈良線及びJR片町線と接続

接続列車を着色

- 高校生の利用拡大を期待して、通学の利便性向上を図ることとし、J R 大和路線と接続する J R 関西本線が無い時間帯に、新たに早朝便を運行する。
- ・ 早朝便は、高校生の利用が多い加茂駅 7 : 2 0 発の J R 大和路線に接続させることとし、月ヶ瀬口駅 6 : 2 5 発（加茂駅 7 : 1 5 着）とする。
- ・ 早朝便の復路は、1 便の発車時刻（月ヶ瀬口駅 8 : 1 5 発）に間に合わせるべく、支線のバス停を経由しない快速運行とする（所要時間を 1 0 分短縮）。
- ・ また同便は、笠置町役場及び南山城村役場への通勤利用が期待できる。

早朝便の運行ダイヤ（案）

現行	今回（案）
	早朝1便 6:25発 月ヶ瀬口駅 → 加茂駅
	早朝2便 7:25発 加茂駅 → 月ヶ瀬口駅

● 午後の利用状況

- ・ 午後の利用は少ない。JR 関西本線と重複運行しているためと考えられる。
- ・ 6 便の利用者 7 人のうち、通院・買い物で利用された 4 人は、いずれも午前中に奈良市・木津川市で用件を済ませた後の、帰りの移動手段として利用している。
- ・ 8 便の利用者 4 人のうち、通院で利用された 3 人は、いずれも木津川市で用件を済ませた後の、帰りの移動手段として利用している。

【表 2（再掲）】 3 町村在住者の各便別の利用状況（OD 調査結果より）

月～金 5 日間（9/4～9/8）

（人）

運行便	利用者計	割合	利用目的						関西本線 ダイヤ
			通勤	通学	通院	買い物	その他	無回答	
1 便 8:15 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	9	69.2%	1	0	4	2	2	0	
2 便 9:15 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	2		1	0	0	1	0	0	
3 便 10:15 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	11		3	1	2	3	2	0	
4 便 11:15 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	5		0	0	3	0	2	0	
5 便 13:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	1	30.8%	1	0	0	0	0	0	重複
6 便 14:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	7		0	1	2	2	2	0	重複
7 便 15:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
8 便 16:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	4		0	1	3	0	0	0	重複
合計	39	100%	6	3	14	8	8	0	—

- 午後の便は、早朝便からの運行時間を考慮の上、8 時間労働の範囲内でダイヤを設定する。
- ・ 午後の便では、木津川市等で用件を済ませた方の帰りの移動手段として、現行の 6 便の利用が最も多いことを踏まえ、可能な限り発車時刻を遅くして、現行の 6 便に近い時間帯で JR 大和路線と接続するダイヤとする。
 - ・ 6 便は、加茂駅 13:45 発（月ヶ瀬口駅 14:35 着）とする。
 - ・ 5 便は、発車時刻までに運転手の連続休憩時間（45 分）を確保し、月ヶ瀬口駅 12:45 発（加茂駅 13:35 着）とする。

午後の運行ダイヤ（案）

現行	
5 便	13:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
6 便	14:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅
7 便	15:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
8 便	16:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅



今回（案）	
5 便	12:45 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
6 便	13:45 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅

● 現行の 5～8 便利用者への対応

- ・ 8 時間労働の範囲内でダイヤを設定せざるを得ない関係上、バスを運行させることが出来ない。
- ・ 最寄り駅まで（から）の JR 関西本線の利用と、駅から（まで）は各町村の公共交通等を利用いただくよう、広報誌、ホームページ、防災無線などで周知徹底を図る。

<休日（土・日・祝）ダイヤの検討>

● 各便の利用状況

- ・ 利用の約8割は午前中に集中している。JR大和路線と接続するJR関西本線が無い時間帯に運行しているためと考えられる。（サポート運行）
- ・ 午後の利用は少ない。JR関西本線と重複して運行しているためと考えられる。

【表6】各便別の利用状況（OD調査結果より）

土・日 2日間（9/9～9/10）

（人）

運行便	利用者計	割合	利用目的						関西本線 ダイヤ
			通勤	通学	通院	買い物	その他	無回答	
1便 8:15発 月ヶ瀬口駅→加茂駅	4	76.5%	2	0	1	1	0	0	
2便 9:15発 加茂駅→月ヶ瀬口駅	2		0	0	0	0	2	0	
3便 10:15発 月ヶ瀬口駅→加茂駅	4		1	0	0	0	3	0	
4便 11:15発 加茂駅→月ヶ瀬口駅	3		1	0	0	0	1	1	
5便 13:40発 月ヶ瀬口駅→加茂駅	1	23.5%	0	0	0	0	1	0	重複
6便 14:40発 加茂駅→月ヶ瀬口駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
7便 15:40発 月ヶ瀬口駅→加茂駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
8便 16:40発 加茂駅→月ヶ瀬口駅	3		0	0	0	1	2	0	土曜重複
合計	17	100%	4	0	1	2	9	1	—

→ 午前の便は、JR関西本線のサポート運行として機能しており、1～4便は現行どおりとする。

- ・ ただし、2便と4便は、月ヶ瀬口駅でのJR関西本線との乗り換えの利便性を向上させるため、発車時刻を5分早める。

【表3（再掲）】月ヶ瀬口駅での接続状況（2便・4便）

現行			今回（案）		
JR関西本線 伊賀上野方面へ	相楽東部広域バス	JR関西本線 加茂方面へ	JR関西本線 伊賀上野方面へ	相楽東部広域バス	JR関西本線 加茂方面へ
発	着	発	発	着	発
10:03	10:05	10:12	10:03	10:00	10:12
11:03		11:12	11:03		11:12
12:03	12:05	12:12	12:03	12:00	12:12

乗継15分未満を着色

1～4便の運行ダイヤ（案）

現行		今回（案）	
1便 8:15発	月ヶ瀬口駅→加茂駅	1便 8:15発	月ヶ瀬口駅→加茂駅
2便 9:15発	加茂駅→月ヶ瀬口駅	2便 9:10発	加茂駅→月ヶ瀬口駅
3便 10:15発	月ヶ瀬口駅→加茂駅	3便 10:15発	月ヶ瀬口駅→加茂駅
4便 11:15発	加茂駅→月ヶ瀬口駅	4便 11:10発	加茂駅→月ヶ瀬口駅

● 早朝便の検討

- ・ OD調査では、試行運行していた加茂駅6:50着の便の利用者は、全て平日の通勤利用で、土・日の利用者はいなかったため、早朝便の運行は検討しない。

● 午後の利用状況

- ・ 午後の利用は少ない。JR 関西本線と重複運行しているためと考えられる。
- ・ 5 便及び 8 便の利用者 4 人のうち、3 人は町外からの来訪者で、レジャー等に利用している。

【表 6（再掲）】各便別の利用状況（OD 調査結果より）

土・日 2日間 (9/9~9/10)

(人)

運行便	利用者計	割合	利用目的						関西本線 ダイヤ
			通勤	通学	通院	買い物	その他	無回答	
1 便 8:15 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	4	76.5%	2	0	1	1	0	0	
2 便 9:15 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	2		0	0	0	0	2	0	
3 便 10:15 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	4		1	0	0	0	3	0	
4 便 11:15 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	3		1	0	0	0	1	1	
5 便 13:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	1	23.5%	0	0	0	0	1	0	重複
6 便 14:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
7 便 15:40 発 月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅	0		0	0	0	0	0	0	重複
8 便 16:40 発 加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅	3		0	0	0	1	2	0	土曜重複
合計	17	100%	4	0	1	2	9	1	—

- 午後の便は、1 便からの運行時間を考慮の上、8 時間労働の範囲内でダイヤを設定する。
- ・ 午後の便は利用者が少なく、OD 調査の結果からは、どの便の需要が高いのかを判断することができない。
- ・ 5～6 便は、曜日間のダイヤの連続性を考慮し、平日と同じダイヤとする。
- ・ 7～8 便は、JR 大和路線と接続する JR 関西本線が無い時間帯に運行することとする（サポート運行）。
- ・ 7 便は、月ヶ瀬口駅 15：15 発（加茂駅 16：05 着）とする。
- ・ 8 便は、加茂駅 16：40 発（月ヶ瀬口駅 17：30 着）とする。

午後の運行ダイヤ（案）

現行	
5 便 13:40 発	月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
6 便 14:40 発	加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅
7 便 15:40 発	月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
8 便 16:40 発	加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅



今回（案）	
5 便 12:45 発	月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
6 便 13:45 発	加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅
7 便 15:15 発	月ヶ瀬口駅 → 加茂 駅
8 便 16:40 発	加茂 駅 → 月ヶ瀬口駅

平日（月～金）ダイヤ

資料5-2

・広域バス 片道50分 月ヶ瀬口-20分-大河原-12分-笠置-18分-加茂

月ヶ瀬口駅 → 加茂駅西口

時	JR関西本線		相楽東部広域バス			JR大和路線	
	加茂駅 到着時刻	月ヶ瀬口駅 発車時刻	大河原駅 到着時刻	笠置駅 到着時刻	加茂駅 到着時刻	木津方面への 加茂駅発車時刻	
5						5:22	全日
6	6:01					6:04	平日のみ
	6:47					6:53	平日のみ
7						7:06	平日のみ
		早期1便	6:25	6:45	6:57	7:15	平日のみ
	7:25					7:29	平日のみ
						7:44	平日のみ
	7:49					7:53	平日のみ
8	8:08					8:14	平日のみ
	8:31					8:43	平日のみ
9		8:15	8:35	8:47	9:05	9:13	平日のみ
	9:29	1便	8:15	8:35	8:47	9:05	平日のみ
10						9:43	平日のみ
	10:34					10:13	全日
11		10:15	10:35	10:47	11:05	11:13	全日
	11:34	3便	10:15	10:35	10:47	11:05	全日
12	12:34					11:43	全日
13	13:34					12:43	全日
		5便	12:45	13:05	13:17	13:35	全日
14	14:34	13:40	14:00	14:12	14:30	14:43	全日
15	15:35					15:41	全日
16						16:20	平日のみ
		15:40	16:00	16:12	16:30		
	16:35					16:50	平日のみ
17						17:12	平日のみ
	17:28					17:31	平日のみ
						17:50	平日のみ
18	18:05					18:20	全日
	18:37 (日・祝運休)					18:50	全日
19	19:06					19:20	平日のみ
	19:59					19:50	全日
20						20:20	全日
	20:46					20:51	平日のみ
21						21:20	全日
	21:39					21:50	全日
22	22:18					22:20	全日
	22:50					22:52	全日
23						23:23	平日のみ
24							

・広域バス 片道50分 加茂-14分-笠置-16分-大河原-20分-月ヶ瀬口

加茂駅西口 → 月ヶ瀬口駅

時	JR大和路線		相楽東部広域バス			JR関西本線
	木津方面からの 加茂駅到着時刻	加茂駅 出発時刻	笠置駅 到着時刻	大河原駅 到着時刻	月ヶ瀬口駅 到着時刻	加茂駅 発車時刻
5	全日	5:17				5:30
	全日	5:58				
6						6:13
	平日のみ	6:24				
7	平日のみ	6:52				6:53
	平日のみ	7:19	支線のバス停を経由しない快速運行			7:31
8	平日のみ	7:25	7:39	7:50	8:05	
	平日のみ	7:43				
	平日のみ	8:09				8:15
9	平日のみ	8:27				
	平日のみ	8:57				
	全日	9:15	9:29	9:45	10:05	
10		2便	9:10	9:24	9:40	10:00
	全日	9:34				9:40
11	全日	10:04				10:40
	全日	10:34				
12	全日	11:04	11:15	11:29	11:45	12:05
	全日	4便	11:10	11:24	11:40	12:00
13	全日	11:34				11:40
14	全日	12:34				12:40
15	全日	13:34				13:40
	全日	6便	13:45	13:59	14:15	14:35
16	全日	14:34	14:40	14:54	15:10	15:30
17	全日	15:34				15:41
18	全日	16:04				16:18
	全日	16:34	16:40	16:54	17:10	17:30
19	全日	17:04				16:43 (日・祝運休)
	平日のみ	17:26				17:11
20	平日のみ	17:44				
	全日	18:14				18:21
21	全日	18:44				
	全日	19:14				19:15
22	全日	19:44				
						20:01
23	全日	20:14				
	全日	20:44				20:54
24	平日のみ	21:15				21:22
	全日	21:44				
25						22:02
	全日	22:15				
26	全日	22:44				
	平日のみ	23:18				23:19
27	平日のみ	23:44				
28	全日	0:20				

※地域公共交通計画の指標で鉄道との接続率を15分未満の割合として設定していることから、15分未満の乗り換えを「接続」として作成

列車間接続時間帯	上段：現行ダイヤ
列車・バス間のみ接続時間帯	下段：今回（案）ダイヤ

休日（土・日・祝）ダイヤ

資料5-3

・広域バス 片道50分 月ヶ瀬口→20分→大河原→12分→笠置→18分→加茂

月ヶ瀬口駅 → 加茂駅西口

時	JR関西本線	相楽東部広域バス			JR大和路線	
	加茂駅 到着時刻	月ヶ瀬口駅 発車時刻	大河原駅 到着時刻	笠置駅 到着時刻	加茂駅 到着時刻	木津方面からの 加茂駅発車時刻
5						5:22 全日
6	6:01					6:13 土・日・祝
						6:28 土・日・祝
6	6:47					6:43 土・日・祝
						6:56 土・日・祝
7	7:25					7:13 土・日・祝
						7:28 土・日・祝
7	7:49					7:43 土・日・祝
						7:51 土・日・祝
8	8:08					8:11 土・日・祝
	8:31					8:41 土・日・祝
9		8:15 1便	8:35	8:47	9:05	9:11 土・日・祝
	9:29					9:41 土・日・祝
10						10:13 全日
	10:34					10:43 全日
11		10:15 3便	10:35	10:47	11:05	11:13 全日
	11:34					11:43 全日
12	12:34					12:43 全日
13	13:34	12:45 5便	13:05	13:17	13:35	13:43 全日
14	14:34	13:40	14:00	14:12	14:30	14:43 全日
15	15:35					15:41 全日
16		15:15 7便	15:35	15:47	16:05	16:12 土・日・祝
	16:35	15:40	16:00	16:12	16:30	16:43 土・日・祝
17						17:10 土・日・祝
	17:28					17:32 土・日・祝
18						18:01 土・日・祝
	18:05					18:20 全日
18	18:37 (日・祝運休)					18:50 全日
	19:06					19:19 土・日・祝
19						19:50 全日
	19:59					
20						20:20 全日
	20:46					20:50 土・日・祝
21						21:20 全日
	21:39					21:50 全日
22						22:20 全日
	22:18					22:52 全日
23	22:50					23:22 土・日・祝
24						

・広域バス 片道50分 加茂→14分→笠置→16分→大河原→20分→月ヶ瀬口

加茂駅西口 → 月ヶ瀬口駅

時	JR大和路線	相楽東部広域バス				JR関西本線		
	木津方面からの 加茂駅到着時刻	加茂駅 出発時刻	笠置駅 到着時刻	大河原駅 到着時刻	月ヶ瀬口駅 到着時刻	加茂駅 発車時刻		
5	全日	5:17				5:30		
	全日	5:58						
6						6:13		
	土・日・祝	6:26				6:53		
6								
	土・日・祝	6:42						
7						7:31		
	土・日・祝	7:12				8:15		
7								
	土・日・祝	7:27						
8								
	土・日・祝	8:04						
8								
	土・日・祝	8:35						
9		9:06	2便	9:15	9:29	9:45	10:05	
	全日	9:34	9:10	9:24	9:40	10:00	9:40	
10							9:40	
	全日	10:04					10:40	
10								
	全日	10:34						
11		11:04	4便	11:15	11:29	11:45	12:05	
	全日	11:34	11:10	11:24	11:40	12:00		
11							11:40	
	全日	12:34					12:40	
12	全日	12:34						
13		13:34	6便	:	:	:	:	13:40
	全日	13:34	13:45	13:59	14:15	14:35		
14								14:40
	全日	14:34	14:40	14:54	15:10	15:30		
15								15:41
	全日	15:34	:	:	:	:		
15								16:18
	全日	16:04						
16		16:34	8便	16:40	16:54	17:10	17:30	16:43
	全日	16:34	16:40	16:54	17:10	17:30	(日・祝運休)	
17								17:11
	全日	17:04						
17								17:49
	土・日・祝	17:25						
17								18:21
	土・日・祝	17:45						
18								19:15
	全日	18:14						
18								20:01
	全日	18:44						
19								20:54
	全日	19:14						
20								21:22
	全日	19:44						
20								22:02
	全日	20:14						
21								23:19
	全日	20:44						
21								
	土・日・祝	21:14						
22								
	全日	21:44						
22								
	全日	22:15						
23								
	土・日・祝	22:44						
23								
	土・日・祝	23:14						
24								
	全日	23:49						
24								
								0:20

※地域公共交通計画の指標で鉄道との接続率を15分未満の割合として設定していることから、15分未満の乗り換えを「接続」として作成

■ 列車間接続時間帯
■ 列車・バス間のみ接続時間帯

上段：現行ダイヤ
下段：今回（案）ダイヤ

平日（月～金）ダイヤ

資料5-4

停留所	T-1 (早朝1便)	T-2 (1便)	T-3 (3便)	T-4 (5便)
電車：月ヶ瀬口着(伊賀上野方面から)	6:23 ○	8:07 ○	10:12 ○	12:12
電車：月ヶ瀬口着(加茂方面から)	5:52	7:56	10:02 ○	12:02
月ヶ瀬口駅	6:25	8:15	10:15	12:45
道の駅	6:28	8:18	10:18	12:48
月ヶ瀬コーナースタイル店	6:33	8:23	10:23	12:53
押原	6:35	8:25	10:25	12:55
南大河原会館前	6:40	8:30	10:30	13:00
南山城村役場前	6:44	8:34	10:34	13:04
大河原駅	6:45	8:35	10:35	13:05
上有市	6:49	8:39	10:39	13:09
下有市	6:51	8:41	10:41	13:11
有市口	6:52	8:42	10:42	13:12
笠置大橋北詰	6:54	8:44	10:44	13:14
笠置駅	6:57	8:47	10:47	13:17
笠置いこいの館	6:59	8:49	10:49	13:19
木屋	7:06	8:56	10:56	13:26
加茂駅(西口)	7:15	9:05	11:05	13:35
電車：加茂発(木津方面へ)	7:20 ○	9:13 ○	11:13 ○	13:43 ○

停留所	K-1 (早朝2便)	K-2 (2便)	K-3 (4便)	K-4 (6便)
電車：加茂着(木津方面から)	7:19 ○	8:57 ○	11:04 ○	13:34 ○
加茂駅(西口)	7:25	9:10	11:10	13:45
木屋	支線のバス停を 經由しない快速 運行	9:19	11:19	13:54
笠置駅		9:24	11:24	13:59
笠置いこいの館		9:26	11:26	14:01
笠置町役場前		9:31	11:31	14:06
有市口		9:33	11:33	14:08
下有市		9:35	11:35	14:10
上有市		9:36	11:36	14:11
大河原駅		9:40	11:40	14:15
南山城村役場前		9:41	11:41	14:16
南大河原会館前		9:45	11:45	14:20
押原		9:50	11:50	14:25
月ヶ瀬コーナースタイル店		9:52	11:52	14:27
道の駅		9:57	11:57	14:32
月ヶ瀬口駅		8:05	10:00	12:00
電車：月ヶ瀬口発(伊賀上野方面へ)	8:38	10:03 ○	12:03 ○	15:03
電車：月ヶ瀬口発(加茂方面へ)	8:08 ○	10:12 ○	12:12 ○	15:13

※乗継15分未満を○

休日（土・日・祝）ダイヤ

資料5-5

停留所	T-2 (1便)	T-3 (3便)	T-4 (5便)	T-5 (7便)
電車：月ヶ瀬口着(伊賀上野方面から)	8:07 ○	10:12 ○	12:12	15:13 ○
電車：月ヶ瀬口着(加茂方面から)	7:56	10:02 ○	12:02	15:02 ○
月ヶ瀬口駅	8:15	10:15	12:45	15:15
道の駅	8:18	10:18	12:48	15:18
月ヶ瀬コーナンが入店	8:23	10:23	12:53	15:23
押原	8:25	10:25	12:55	15:25
南大河原会館前	8:30	10:30	13:00	15:30
南山城村役場前	8:34	10:34	13:04	15:34
大河原駅	8:35	10:35	13:05	15:35
上有市	8:39	10:39	13:09	15:39
下有市	8:41	10:41	13:11	15:41
有市口	8:42	10:42	13:12	15:42
笠置大橋北詰	8:44	10:44	13:14	15:44
笠置駅	8:47	10:47	13:17	15:47
笠置いこいの館	8:49	10:49	13:19	15:49
木屋	8:56	10:56	13:26	15:56
加茂駅(西口)	9:05	11:05	13:35	16:05
電車：加茂発(木津方面へ)	9:11 ○	11:13 ○	13:43 ○	16:12 ○

停留所	K-2 (2便)	K-3 (4便)	K-4 (6便)	K-5 (8便)
電車：加茂着(木津方面から)	9:06 ○	11:04 ○	13:34 ○	16:34 ○
加茂駅(西口)	9:10	11:10	13:45	16:40
木屋	9:19	11:19	13:54	16:49
笠置駅	9:24	11:24	13:59	16:54
笠置いこいの館	9:26	11:26	14:01	16:56
笠置町役場前	9:31	11:31	14:06	17:01
有市口	9:33	11:33	14:08	17:03
下有市	9:35	11:35	14:10	17:05
上有市	9:36	11:36	14:11	17:06
大河原駅	9:40	11:40	14:15	17:10
南山城村役場前	9:41	11:41	14:16	17:11
南大河原会館前	9:45	11:45	14:20	17:15
押原	9:50	11:50	14:25	17:20
月ヶ瀬コーナンが入店	9:52	11:52	14:27	17:22
道の駅	9:57	11:57	14:32	17:27
月ヶ瀬口駅	10:00	12:00	14:35	17:30
電車：月ヶ瀬口発(伊賀上野方面へ)	10:03 ○	12:03 ○	15:03	17:34 ○
電車：月ヶ瀬口発(加茂方面へ)	10:12 ○	12:12 ○	15:13	17:44 ○

※乗継15分未満を○

議題 第6号

令和7事業年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について

(株)キタモリが運行を予定する月ヶ瀬加茂線の令和7事業年度（R6.10.1～R7.9.30）について、別添のとおり国土交通大臣へ申請してよろしいか。

1. 令和7事業年度の概要

運行予定者：(株)キタモリ

運行期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

運行日：月・水・金・土曜日（12月29日～1月3日を除く）

計205日

※但しJR西日本の支援により、火・木・日曜日についても運行し

「毎日運行」を実施

運行路線：JR月ヶ瀬口駅～JR加茂駅

運行回数：1日4往復 計820回

運賃：100円～300円

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 JR 関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通活性化協議会
住 所 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1
代表者氏名 会 長 加 藤 博 和

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（別紙）

令和 6 年 6 月 2 5 日

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

京都府の東南端、JR関西本線加茂駅～月ヶ瀬口駅間の沿線である相楽東部3町村（相楽郡笠置町、和束町、南山城村）は、少子高齢化と人口減少により、地域コミュニティの維持が困難になってきている。そこで、既存の基幹交通（JR関西本線及び奈良交通バス和束木津線）と各町村内交通を結節点で結ぶことで、高齢者や移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持する。また来訪者や移住者に対して、次もこの地域に来たくなるような、この地域に住み続けられるような「おでかけ環境」を提供する公共交通網を確保することを目的とし、鉄道線や地域間幹線系統バスを基軸としたネットワークと区域内交通結節点を総合的に見直し、持続可能な交通体系の再構築を目指すため、地域公共交通の整備のマスタープランとして、「JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通網形成計画」を平成29年3月に策定し、これに基づき、平成29年10月1日から相楽東部広域バスの本格運行を開始した。

また、令和4年4月以降は、JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画に基づき、事業を実施し、令和5年3月以降、JR西日本の支援により本事業における運行日である月・水・金・土曜日以外の火・木・日曜日についても運行し「毎日運行」を実施している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

補助対象となる相楽東部広域バス（運行内容等は3を参照）について、「1便あたり利用者数1人」を定量目標とする。

この目標は、本協議会の計画である「JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（以下、交通計画という。）」（令和4年3月策定）において定められている（P.26～P.28, P.32～P.34参照）。

(参考) 利用者数実績

平成30年10月～令和元年9月	0.842人/便	(1,388人、1,648便)
令和元年10月～令和2年9月	0.861人/便	(1,419人、1,648便)
令和2年10月～令和3年9月	1.079人/便	(1,761人、1,632便)
令和3年10月～令和4年9月	0.932人/便	(1,528人、1,640便)
令和4年10月～令和5年9月	1.020人/便	(1,681人、1,648便)
令和5年10月～令和6年5月	1.012人/便	(1,093人、1,080便)

(2) 事業の効果

交通計画区域の相楽東部3町村における東西方向の公共交通利便性の向上を図り、公共交通機関を利用して円滑に移動できる地域づくりを進め、計画区域内の交流人口の増加を促し、地域の活性化に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※別紙のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会から運行事業者へ支払う委託金額については、笠置町、和束町及び南山城村からの負担金を原資とし、運行収入、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

目標の測定方法

「1便あたり利用者数1人」を定量目標としており、測定方法については、バス乗車時に乗車人数をカウントし、月報として乗車人数及び利用料金を運行事業者から報告を受けている。

効果の評価手法

- ・OD調査
- ・バス車内にて利用者アンケートの実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年2月16日(第22回)

- ・相楽東部広域バスダイヤ改正について 報告
- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（中間案）に対するパブリックコメント結果について 報告
- ・計画策定スケジュール（シンポジウム日程）について 承認
- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（最終案）について 承認

令和4年3月30日(第23回)※書面協議

- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（最終案）について 承認

令和4年6月18日(第24回)

- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会規約等の改正 報告
- ・令和3年度収支決算 報告
- ・相楽東部広域バスの利用状況 報告
- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画の取り組み 報告
- ・令和4年度事業計画（案） 承認
- ・令和4年度収支予算（案） 承認
- ・令和5年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保位置計画（案） 承認

令和4年10月24日(第25回)

- ・令和5年度地域公共交通確保維持事業（地域公共交通計画認定申請：最終） 報告
- ・相楽東部広域バスの利用状況 報告
- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画の取り組み 報告
- ・相楽東部広域バスのマグネット 承認
- ・関西本線昼間時間帯集中工事における対応 報告
- ・令和4年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請） 事務局一任
- ・令和4年度補正予算（案） 保留
- ・繰越金の取り扱い 保留

令和5年1月27日(第26回)

- ・相楽東部広域バスの利用状況 報告
- ・JR 西日本の地域共生予算による毎日運行について 承認
- ・地域公共交通確保維持回線事業の事業評価 承認
- ・相楽東部広域バスの車両について 承認
- ・令和4年度補正予算（案） 承認

令和5年4月21日(第27回)

- ・JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会規約等の改正 報告
- ・相楽東部広域バスの利用状況 報告
- ・JR 関西本線利用促進地域活性化連携について 報告
- ・相楽東部広域バスラッピングについて 承認
- ・令和5年度事業計画（案） 承認
- ・令和5年度収支予算（案） 承認

令和5年6月21日（第28回）書面協議

- ・ 令和6年度地域公共交通確保維持事業
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和5年7月20日（第29回）

- ・ JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会（第28回）
書面協議結果について 報告
- ・ 令和4年度収支決算について 承認
- ・ JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画
令和4年度事業報告について 報告
- ・ 令和5年度収支予算（案）について 承認
- ・ 相楽東部広域バスの利用状況及び今後の運行計画等について 保留

令和6年1月19日（第30回）

- ・ 相楽東部広域バスの利用状況について 報告
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 承認
- ・ 相楽東部広域バスの令和6年度運行計画について 保留
- ・ 令和5年度補正予算（案）について 承認

令和6年5月7日（第31回）

- ・ 相楽東部広域バスの利用状況について 報告
- ・ 相楽東部広域バスの運行計画について 保留
- ・ 令和6年度事業計画（案）について 承認
- ・ 令和6年度収支予算（案）について 承認

令和6年6月25日（第32回）

- ・ 令和5年度収支決算について
- ・ 令和5年度事業実績について
- ・ 令和6年度収支予算について
- ・ 令和7事業年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について
- ・ 相楽東部広域バスの令和7事業年度運行計画について
- ・ 令和7事業年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の計画認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、各町村住民代表者に協議会へ参画

20. 木津川市において補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない理由

- ・ 月ヶ瀬加茂線は主に笠置町・和束町・南山城村の住民の生活交通として必要なものである。
- ・ 木津川市として、笠置町・和束町・南山城村からバスが乗り入れることを排除するものではない。
- ・ 木津川市の住民が利用することもあり得るが、木津川市においては費用負担をしておらず、木津川市の生活交通として計画に位置付けるものではない。

※木津川市 学研企画課と内容調整済み

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の 1

（所 属） JR 関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通活性化協議会事務局
（笠置町役場 総務財政課）

（氏 名） 野依 航平

（電 話） 0743-95-2301

（e-mail） soumuzaisei@town.kasagi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

10. 計画目標実現に向けた具体的施策

地域における交通課題解決と上位計画の実現に向けた具体的施策を示す。

施策の基本方針	施策対象	施策	実施主体
①コロナ禍等による減便からの回復を目指し、J R 関西本線沿線全体の公共交通サービスを改善することで利用者を増やす	通勤・通学 ／日常生活交通	1. 高齢者や子ども連れにも利用しやすい駅及び駅周辺の環境整備	南山城村、京都府、J R 西日本
		2. 駅等の交通結節点における公共交通同士の接続性の確保と改善	本協議会、笠置町、和東町、南山城村、J R 西日本、奈良交通
②高校生・高齢者を主なターゲットに、自家用車に頼らなくても通学・通勤・買い物・通院ができ、健幸に暮らせる地域を目指す	通勤・通学 ／日常生活交通	1. (仮称) 犬打峠トンネル開通後、新たに和東町と宇治方面を結ぶバス路線の開設	和東町等
		2. 地域間幹線バス路線の再編(奈良交通・和東木津線)	和東町、奈良交通等
		3. 地域内バス路線の再編(笠置町循環バス)	笠置町等
		4. 相楽東部広域バスの運行展開	本協議会、笠置町、和東町、南山城村等
		5. 地域内交通の加茂駅、木津駅への乗入れ	本協議会、笠置町、和東町、南山城村、奈良交通等
		6. 高齢者や高校生を対象とした利用促進	笠置町、和東町、南山城村、J R 西日本、奈良交通等
		7. 公共交通における新型コロナウイルス感染症対策のPR、高齢者の外出促進	
③まちづくりと連携し、駅や拠点バス停での乗継利便性や待合快適性を高め、安心感があり立ち寄りたくなる拠点をつくることで、地域内外の交流を促進する	通勤・通学 ／日常生活交通	1. 高齢者や子ども連れにも利用しやすい駅及び駅周辺の環境整備【再掲】	南山城村、京都府、J R 西日本
		2. 和東町中心部における交通拠点の整備	和東町、奈良交通
④情報発信の強化やMaaSの導入等によって、公共交通の分かりやすさ、使いやすさを向上させ、特に観光での移動を便利で快適にする	日常生活 ／観光・交流交通	1. 相楽東部地域の交通総合案内窓口(コンシェルジュ)の設置	笠置町、和東町、南山城村
		2. 来訪者にもわかりやすい経路検索サイトでの情報提供	本協議会、笠置町、和東町、南山城村、J R 西日本、奈良交通
		3. MaaSの導入(観光型)	
		4. 総合時刻表の作成・配布	本協議会
⑤公共交通サービス改善によって「おでかけ」したくなる地域とすることで、コロナ禍を乗り越え、人口減少社会においても公共交通を持続可能にする	日常生活 ／観光・交流交通	1. 交通空白地有償運送の拡大と担い手確保	笠置町、和東町、南山城村、相楽東部広域連合
		2. スクールバスなど様々な主体との連携による移手段の確保	

【上記以外の実施施策】

- 利用実態に合わせたダイヤ等の改正
令和6年10月より、OD調査等により判明した過去の利用実績を参考に、ダイヤの変更を実施予定である。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名： 笠置町・和東町・南山城村

計画名称： JR関西本線(加茂以東)沿線地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P. 6 「2.2 公共交通の現況【相楽東部広域バス】」 P. 35～P. 37 「8.4 地域公共交通の位置づけと役割」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P. 30～P. 31 「7. 地域の上位計画の方向性」 P. 32～P. 34 「8. 地域公共交通計画の基本方針」 P. 47 「10. 計画目標実現に向けた具体的施策【施策②-4, 5】」
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P. 40～P. 53 「10. 計画目標実現に向けた具体的施策」（P. 47）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P. 38 「9. 計画の達成状況を評価する指標」 資料編P. 25～P. 55 「2.2各公共交通の状況」

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
笠置町 和東町 南山城村 (木津川市)	株式会社 キタモリ	(1) 月ヶ瀬加茂線	月ヶ瀬口駅	笠置 いこいの館	加茂駅 (西口)	往 24.1km 復 24.1km	205日	820回			路線定期運行	①、②(1)	JR加茂駅にて奈良交 通株式会社が運行す る補助対象地域間幹 線系統である和東木 津線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
笠置町 和東町 南山城村 (木津川市)	株式会社 キタモリ	(1) 月ヶ瀬加茂線	月ヶ瀬口駅	笠置 いこいの館	加茂駅 (西口)	往 24.1km 復 24.1km	205日	820回			路線定期運行	①、②(1)	JR加茂駅にて奈良交 通株式会社が運行す る補助対象地域間幹 線系統である和東木 津線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
笠置町 和東町 南山城村 (木津川市)	株式会社 キタモリ	(1) 月ヶ瀬加茂線	月ヶ瀬口駅	笠置 いこいの館	加茂駅 (西口)	往 24.1km 復 24.1km	205日	820回			路線定期運行	①、②(1)	JR加茂駅にて奈良交 通株式会社が運行す る補助対象地域間幹 線系統である和東木 津線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	笠置町・和束町・南山城村
-------	--------------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,013
交通不便地域等	7,013

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,144	笠置町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
3,478	和束町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,391	南山城村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
JR関西本線(加茂以東)沿線 地域公共交通計画	令和4年3月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

令和7年度事業

自治体名	笠置町・和東町・南山城村・(木津川市)
------	---------------------

系統番号 系統名	月ヶ瀬加茂線
-------------	--------

合計	205日	820.回
----	------	-------

R6年10月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2 ₄	3	4 ₄	5 ₄	6
7 ₄	8	9 ₄	10	11 ₄	12 ₄	13
14 ₄	15	16 ₄	17	18 ₄	19 ₄	20
21 ₄	22	23 ₄	24	25 ₄	26 ₄	27
28 ₄	29	30 ₄	31			

R6年11月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1 ₄	2 ₄	3
4 ₄	5	6 ₄	7	8 ₄	9 ₄	10
11 ₄	12	13 ₄	14	15 ₄	16 ₄	17
18 ₄	19	20 ₄	21	22 ₄	23 ₄	24
25 ₄	26	27 ₄	28	29 ₄	30 ₄	

10月 17日 68.回

11月 18日 72.回

R6年12月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2 ₄	3	4 ₄	5	6 ₄	7 ₄	8
9 ₄	10	11 ₄	12	13 ₄	14 ₄	15
16 ₄	17	18 ₄	19	20 ₄	21 ₄	22
23 ₄	24	25 ₄	26	27 ₄	28 ₄	29
30	31					

R7年1月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		1	2	3	4 ₄	5
6 ₄	7	8 ₄	9	10 ₄	11 ₄	12
13 ₄	14	15 ₄	16	17 ₄	18 ₄	19
20 ₄	21	22 ₄	23	24 ₄	25 ₄	26
27 ₄	28	29 ₄	30	31 ₄		

12月 16日 64.回

1月 16日 64.回

R7年2月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1 ₄	2
3 ₄	4	5 ₄	6	7 ₄	8 ₄	9
10 ₄	11	12 ₄	13	14 ₄	15 ₄	16
17 ₄	18	19 ₄	20	21 ₄	22 ₄	23
24 ₄	25	26 ₄	27	28 ₄		

R7年3月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1 ₄	2
3 ₄	4	5 ₄	6	7 ₄	8 ₄	9
10 ₄	11	12 ₄	13	14 ₄	15 ₄	16
17 ₄	18	19 ₄	20	21 ₄	22 ₄	23
24 ₄	25	26 ₄	27	28 ₄	29 ₄	30
31 ₄						

2月 16日 64.回

3月 18日 72.回

R7年4月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2 ₄	3	4 ₄	5 ₄	6
7 ₄	8	9 ₄	10	11 ₄	12 ₄	13
14 ₄	15	16 ₄	17	18 ₄	19 ₄	20
21 ₄	22	23 ₄	24	25 ₄	26 ₄	27
28 ₄	29	30 ₄				

R7年5月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			1	2 ₄	3 ₄	4
5 ₄	6	7 ₄	8	9 ₄	10 ₄	11
12 ₄	13	14 ₄	15	16 ₄	17 ₄	18
19 ₄	20	21 ₄	22	23 ₄	24 ₄	25
26 ₄	27	28 ₄	29	30 ₄	31 ₄	

4月 17日 68.回

5月 18日 72.回

R7年6月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2 ₄	3	4 ₄	5	6 ₄	7 ₄	8
9 ₄	10	11 ₄	12	13 ₄	14 ₄	15
16 ₄	17	18 ₄	19	20 ₄	21 ₄	22
23 ₄	24	25 ₄	26	27 ₄	28 ₄	29
30 ₄						

R7年7月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2 ₄	3	4 ₄	5 ₄	6
7 ₄	8	9 ₄	10	11 ₄	12 ₄	13
14 ₄	15	16 ₄	17	18 ₄	19 ₄	20
21 ₄	22	23 ₄	24	25 ₄	26 ₄	27
28 ₄	29	30 ₄	31			

6月 17日 68.回

7月 17日 68.回

R7年8月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1 ₄	2 ₄	3
4 ₄	5	6 ₄	7	8 ₄	9 ₄	10
11 ₄	12	13 ₄	14	15 ₄	16 ₄	17
18 ₄	19	20 ₄	21	22 ₄	23 ₄	24
25 ₄	26	27 ₄	28	29 ₄	30 ₄	31

R7年9月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1 ₄	2	3 ₄	4	5 ₄	6 ₄	7
8 ₄	9	10 ₄	11	12 ₄	13 ₄	14
15 ₄	16	17 ₄	18	19 ₄	20 ₄	21
22 ₄	23	24 ₄	25	26 ₄	27 ₄	28
29 ₄	30					

8月 18日 72.回

9月 17日 68.回

令和8年度事業

自治体名	笠置町・和東町・南山城村・(木津川市)
------	---------------------

系統番号 系統名	月ヶ瀬加茂線
-------------	--------

合計	205日	820.回
----	------	-------

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₄	2	3 ₄	4 ₄	5
6 ₄	7	8 ₄	9	10 ₄	11 ₄	12
13 ₄	14	15 ₄	16	17 ₄	18 ₄	19
20 ₄	21	22 ₄	23	24 ₄	25 ₄	26
27 ₄	28	29 ₄	30	31 ₄		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1 ₄	2
3 ₄	4	5 ₄	6	7 ₄	8 ₄	9
10 ₄	11	12 ₄	13	14 ₄	15 ₄	16
17 ₄	18	19 ₄	20	21 ₄	22 ₄	23
24 ₄	25	26 ₄	27	28 ₄	29 ₄	30

10月	18日	72.回
11月	17日	68.回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₄	2	3 ₄	4	5 ₄	6 ₄	7
8 ₄	9	10 ₄	11	12 ₄	13 ₄	14
15 ₄	16	17 ₄	18	19 ₄	20 ₄	21
22 ₄	23	24 ₄	25	26 ₄	27 ₄	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5 ₄	6	7 ₄	8	9 ₄	10 ₄	11
12 ₄	13	14 ₄	15	16 ₄	17 ₄	18
19 ₄	20	21 ₄	22	23 ₄	24 ₄	25
26 ₄	27	28 ₄	29	30 ₄	31 ₄	

12月	16日	64.回
1月	16日	64.回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ₄	3	4 ₄	5	6 ₄	7 ₄	8
9 ₄	10	11 ₄	12	13 ₄	14 ₄	15
16 ₄	17	18 ₄	19	20 ₄	21 ₄	22
23 ₄	24	25 ₄	26	27 ₄	28 ₄	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2 ₄	3	4 ₄	5	6 ₄	7 ₄	8
9 ₄	10	11 ₄	12	13 ₄	14 ₄	15
16 ₄	17	18 ₄	19	20 ₄	21 ₄	22
23 ₄	24	25 ₄	26	27 ₄	28 ₄	29
30 ₄	31					

2月	16日	64.回
3月	17日	68.回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₄	2	3 ₄	4 ₄	5
6 ₄	7	8 ₄	9	10 ₄	11 ₄	12
13 ₄	14	15 ₄	16	17 ₄	18 ₄	19
20 ₄	21	22 ₄	23	24 ₄	25 ₄	26
27 ₄	28	29 ₄	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1 ₄	2 ₄	3
4 ₄	5	6 ₄	7	8 ₄	9 ₄	10
11 ₄	12	13 ₄	14	15 ₄	16 ₄	17
18 ₄	19	20 ₄	21	22 ₄	23 ₄	24
25 ₄	26	27 ₄	28	29 ₄	30 ₄	31

4月	17日	68.回
5月	18日	72.回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1 ₄	2	3 ₄	4	5 ₄	6 ₄	7
8 ₄	9	10 ₄	11	12 ₄	13 ₄	14
15 ₄	16	17 ₄	18	19 ₄	20 ₄	21
22 ₄	23	24 ₄	25	26 ₄	27 ₄	28
29 ₄	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1 ₄	2	3 ₄	4 ₄	5
6 ₄	7	8 ₄	9	10 ₄	11 ₄	12
13 ₄	14	15 ₄	16	17 ₄	18 ₄	19
20 ₄	21	22 ₄	23	24 ₄	25 ₄	26
27 ₄	28	29 ₄	30	31 ₄		

6月	17日	68.回
7月	18日	72.回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
					1 ₄	2
3 ₄	4	5 ₄	6	7 ₄	8 ₄	9
10 ₄	11	12 ₄	13	14 ₄	15 ₄	16
17 ₄	18	19 ₄	20	21 ₄	22 ₄	23
24 ₄	25	26 ₄	27	28 ₄	29 ₄	30
31 ₄						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2 ₄	3	4 ₄	5 ₄	6
7 ₄	8	9 ₄	10	11 ₄	12 ₄	13
14 ₄	15	16 ₄	17	18 ₄	19 ₄	20
21 ₄	22	23 ₄	24	25 ₄	26 ₄	27
28 ₄	29	30 ₄				

8月	18日	72.回
9月	17日	68.回

令和9年度事業

自治体名	笠置町・和東町・南山城村・(木津川市)
------	---------------------

系統番号 系統名	月ヶ瀬加茂線
-------------	--------

合計	205日	820.回
----	------	-------

R8年10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

R8年11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10月 18日 72.回

11月 17日 68.回

R8年12月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R9年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月 16日 64.回

1月 16日 64.回

R9年2月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

R9年3月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月 16日 64.回

3月 18日 72.回

R9年4月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

R9年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 17日 68.回

5月 18日 72.回

R9年6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R9年7月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 17日 68.回

7月 18日 72.回

R9年8月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R9年9月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

8月 17日 68.回

9月 17日 68.回

JR関西本線(加茂以東)沿線地域 公共交通活性化協議会 今後のスケジュール

協議会の令和6年度の今後のスケジュールは以下を予定しています。

6月	第32回協議会 令和7事業年度の幹線補助・フィーダー補助の計画認定申請
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	第33回協議会（書面） 令和6事業年度のフィーダー補助の実績報告・交付申請 ※幹線補助は、交通事業者から国へ実績報告・交付申請を行う
12月	
1月	第34回協議会 令和6事業年度の幹線補助・フィーダー補助の事業評価
2月	
3月	第35回協議会 令和7年度収支予算 令和7年度事業計画